

令和元(2019)年度

第1回栃木県公共事業評価委員会

会議結果の概要

栃木県公共事業評価委員会

令和元(2019)年度 第1回栃木県公共事業評価委員会  
会議結果概要

1 日 時 令和元(2019)年9月13日(金曜) 13:30~14:45

2 場 所 栃木県公館 大会議室

3 出席者 池田 裕一(宇都宮大学 地域デザイン科学部教授)  
梅澤 啓子(栃木県女性団体連絡協議会 副会長)  
大澤 和敏(宇都宮大学 農学部准教授)  
末武 義崇(足利大学 副学長兼工学部長)  
長谷部 周彦(栃木県経済同友会)

[敬称略・50音順]

4 議事案件

栃木県県土整備部所管事業の再評価について(審議案件)

(1) 道路事業 1件

(2) 街路事業 3件 計4件

## 5 議 事

### ア) 一般県道安塚雀宮線 雀宮工区

#### 【栃木県】

道路事業の再評価概要書（資料1）により説明。

#### 【委員】

本事業は交通安全対策とのことですが、街中には交通安全対策が必要な箇所が多く存在していると思います。多くの箇所ある中で、どのように優先順位付けをされているのか教えてください。

#### 【栃木県】

道路事業の優先度については、各箇所の課題を整理しつつ、事業を展開しています。この他、箇所によっては、地元から強い要望が出されている箇所もあり、基礎自治体である市町の意見も踏まえながら、総合的な判断を行っています。

#### 【委員】

わかりました。

### イ) 宇都宮都市計画道路3・4・502号 祖母井中央通り 祖母井工区

#### 【栃木県】

街路事業の再評価概要書（資料2-1）により説明。

#### 【委員】

関連する土地区画整理事業の着手が遅れた要因について教えてください。

#### 【栃木県】

土地区画整理事業と本事業は、当初は平成5年から同時に着手することで事業調整を図っていました。しかし、区画整理の事業面積を決定するにあたり事業協力を得られない箇所を区画整理の区域から除外する等の検討があり、現計画である事業面積2.0haと決定されたのが、平成30年度となります。

#### 【委員】

わかりました。

**【委員】**

標準断面図について、現況断面には電柱が図化されていますが、計画断面には電柱が図化されていません。整備にあたり電柱の地中化を行うということでしょうか。

**【栃木県】**

本事業においては、電柱の地中化は行いません。電柱を民地側に寄せることで道路空間から電柱を除く計画としています。

**【委員】**

わかりました。

ウ) 足利佐野都市計画道路 3・4・1 号 前橋水戸線外 1 路線 高砂町 I 工区

**【栃木県】**

街路事業の再評価概要書（資料 2 - 2）により説明。

**【委員】**

費用対効果 (B/C) の説明スライドにおいて、事業全体、残事業ともに便益 (B) として示される値に変化がありませんでした。事業を進めていくことで残事業の事業費 (C) は減っていくため、B/C の値は大きく評価されると思いますが事業全体の B/C のみならず、必ず大きな値が得られる残事業の B/C を示す理由を教えてください。

**【栃木県】**

便益 (B) については、一定区間以上を供用し便益 (B) が発現されれば、便益の値は下がるものとなります。本事業については、区間の北側の歩道整備が概成していますが、便益指標として考えている、1) 車両通行の時間短縮便益 2) 走行経費の減少便益、3) 交通事故の減少便益等の概成区間分の評価が困難であったため、残事業の B/C についても便益が変わらない結果となっています。

**【委員】**

わかりました。

**【委員】**

用地補償について、祖母井工区も同様ですが、用地補償に時間を要しているようです。予め、用地補償の難易を予想することはできなかったのでしょうか。また、当初計画では用地補償を3カ年で完了する計画が、倍の6カ年で完了する計画に変更になっていますが、当初の3カ年はどのように設定したのか教えてください。

**【栃木県】**

事業着手段階で事業着手時の評価を行うこととなっており、地元の協力体制が得られているかについても評価項目のひとつとしています。しかし、事業については総論賛成・各論反対といった側面もあり、個別の交渉となると、多くの時間を要することがあります。また、街中で事業を実施していることから、権利関係の調整に時間を要することがあります。

**【委員】**

当初想定 of 事業期間の倍くらいの期間を予め見込んでおくことは難しいのでしょうか。

**【栃木県】**

事業期間の設定にあたっては、目標という形で事業期間を設定しており、計画段階から交渉に時間を要することを想定して、長期間の事業期間を設定することは一般的に行っていません。

**【委員】**

工期が長期間となることで、便益の効果が変わってくる要素もあるかと考えますが、用地補償が早期に完了したため、早期に工事に着工し工期が短くなるケースはありませんか。

**【栃木県】**

用地補償において、用地交渉一括調印という形で一斉にまとまるケースもあります。その場合、早期に事業効果を発揮することができるよう事業を進めてまいります。

エ) 日光都市計画道路 3・4・20 号 平町東町線外 2 路線 下今市工区

【栃木県】

街路事業の再評価概要書（資料 2－2）により説明。

【委員】

特になし。

意見のとりまとめ

【委員長】

それでは、意見のとりまとめを行いたいと思います。

始めに、道路事業「一般県道安塚雀宮線 雀宮工区」について、「本計画で事業を継続する」とする県の対応方針（案）に対する御意見等ありましたらお願いします。

（「異議なし」の声あり）

続いて、街路事業「都市計画道路 3・4・502 号祖母井中央通り 祖母井工区」について、県の対応方針（案）に対する御意見等ありましたらお願いします。

（「異議なし」の声あり）

続いて、街路事業「都市計画道路 3・4・1 号前橋水戸線外 1 路線 高砂町 I 工区」について、県の対応方針（案）に対する御意見等ありましたらお願いします。

（「異議なし」の声あり）

**【委員長】**

最後に、街路事業「都市計画道路3・4・20号平町東町外2路線 下今市工区」について、県の対応方針（案）に対する御意見等ありましたらお願いします。

（「異議なし」の声あり）

それでは、県の対応方針（案）のとおり、事業を継続することを「妥当」とすることを委員会の意見として栃木県知事に報告することとしたいと思います。

以 上